

第6回産業競争力会議農業分科会 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2014年4月24日(木) 14:00～15:30
2. 場 所：中央合同庁舎8号館講堂
3. 出席者：

| | |
|-------|---|
| 西村 康稔 | 内閣府副大臣 |
| 小泉進次郎 | 内閣府大臣政務官 |
| 新浪 剛史 | 株式会社ローソン代表取締役 CEO |
| 秋山 咲恵 | 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長 |
| 江藤 拓 | 農林水産副大臣 |
| 大泉 一貫 | 宮城大学教授 |
| 金丸 恭文 | 規制改革会議農業ワーキンググループ座長 (フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長) |

(議事次第)

1. 開会
 2. 農業の成長産業化に向けた諸論点への対応状況等について
 3. 自由討議
 4. 閉会
-

○冒頭

(西村内閣府副大臣)

これまでこの農業分科会で様々な論点について議論を行ってきたが、本日はその中で成長産業化に向けた様々な論点の対応状況について、農水省から御説明いただき、また事務局において A-FIVE、6次化ファンドについてのアンケート調査も行ったので、その結果も御報告しながら、さらに議論を深めていきたい。

A-FIVE、ファンドの在り方や、HACCPについては引き続き厚労省、水産庁で議論を深めているが、そうした点も御議論いただき、さらに農政改革、農地中間管理機構、減反廃止の取組、こうしたところのフォローアップを是非していただきたいと思う。今日は新浪主査から御提案があるということで、全体として農業をどのように成長産業にしていくのかという点についての御提案をいただき、議論を深めていただきたいと思う。また、産業競争力会議と規制改革会議で連動、連携をして農政改革に向けて取組を進めていきたいと思う。本日は金丸座長にもお越しいたいただき規制改革会議の議論の状況も御説明をいただき、全体として農業生産法人の在り方や農協、農業委員会の在り方、こうしたことに関して企業参入を進め企業のノウハウをどう活用していくのか。全体としてこうしたことを進めながら、農業を成長産業に変えていく大きな方向性を議論していきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

それでは、早速議事に入る。最初に議題1の「農業の成長産業化に向けた諸論点への対応状況」について、荒川総括審議官からお願いしたい。

(農林水産省荒川総括審議官)

資料1『『攻めの農業』の実現に向けて』に従い、説明する。

2月14日、3月14日に御指摘をいただいたものにお答えするものが本日提出している資料だが、時間の関係もあるので、いくつかの論点に絞って説明させていただく。

5ページ、水産物のEUHACCP認定の関係について、2点御指摘をいただいているが、1つは国際基準と比べてEUHACCPの基準が厳し過ぎること。日本向けの非関税障壁ではないかという指摘があり調べたが、EUは域内にも同じような基準で義務付けをしているのと、日本だけではなく、全ての輸入国に対して同じ基準にしているの、これは非関税障壁ではないと思う。

ただ、その基準を国内で運用するにあたり、例えば都道府県ごとに基準が違ったり、恣意性があったりということでは問題があるため、6ページにあるが、主管である厚生労働省と連携して、しっかり対応していく。

具体的話としては、6ページに書いてあるが、北海道、東北、九州ブロックで関係する皆様方の協議会をつくっていただいている。それをさらに都道府県単位でも同じような協議会をつくるということで、2月に通達を出した。

5ページの2つ目の指摘事項で、水産庁として養殖場や漁船の登録についての基準期間、標準処理期間を設けるべきという御指示があったので、これは直ちに3月20日にそういった通知を出した。

7ページ、加工食品の輸出戦略について、国別・品目別輸出戦略をつくって輸出を進めているが、特に金額の大きい加工食品については大事だということだったが、我々も全く同じ認識である。特に味噌、醤油、海苔といった和食をつくっていく上で大事になるキラーコンテンツについては、規格や基準をしっかりと輸出する方々に周知をしていくという取組をやっていきたい。

8ページ、輸出特区を設けるべきだという御指示・御提案があったが、これについては既に国家戦略特区の関係で資料の右下にあるように、日本施設園芸協会が輸出にも資するガラスハウス、例えば花を輸出するためにガラスハウスをつくる時に、人が住んでいるわけではないので建築基準法の扱いが少し軽くないか、消防法の特例ができないかといったことを、同協会が国家戦略特区に提案をしている。このように具体的な内容があれば我々も一緒に、そうしたものの実現に向けて努力をしていきたいと思っている。

輸出の全国展開の例として8ページの左側に書いたが、粉ミルクにヨウ素の添加が日本では認められていない。一方、国際基準ではヨウ素が添加されることが基準になっており、この国内基準の関係で日本の粉ミルクが外に出せないということがあった。これは厚生労働省と相談して、例えば輸出特区的なもので対応できないかと相談したが、結論としては食品衛生法の規格基準は国内用ということが明らかになり、厚生労働省から通知を出していただき、全国展開をさせていただいている。こうした取組を地道にやっていきたい。

9ページ、GAPについて、特にGLOBALG. A. Pを念頭に進めていくべきという提言であったが、GAPは様々なGAPが存在しており、もちろんEU向けの輸出を念頭に置くとGLOBALG. A. Pは大変有意義である。我々はGLOBALG. A. Pに限らず、GAP取得のための様々な支援を行っており、特に輸出業者向けにはGLOBALG. A. Pの支援をしっかりとやっていきたいと思っている。

次に 15 ページをご覧ください。15 ページは A-FIVE の関係でサブファンドの出資案件がなかなか進まないことについて、よく調査をしたらどうかという御指導をいただいたので、農林水産省においてもサブファンドや A-FIVE に話を聞いたところである。これについては内閣官房の方でもアンケートをしたと伺っているので、それと突き合わせてご覧いただければと思うが、資料の左側の「意見・課題」のところに書いてあるが、まだ始まって 1 年であるので、周知、PR 不足という面がある。それから、もともと地銀は、農林漁業へのノウハウがないこともあり、そうした部分もある。新浪主査からもお話のあった出資対象についての様々な縛りという面もある。こうしたものについて様々な御意見があった。これについては後ほど説明するが、25%出資要件そのものを直すことについてはなかなか難しい面があると思うが、いろいろな手当を考えていきたいと思う。

17 ページは、今も申しあげたとおり、この 25%の要件自体は黄色い部分 1 つ目の丸にあるとおり、一昨年、閣法で出したものに対して議員修正が行われた。当時、野党の自民党から厳しい意見があり、ハゲタカファンド的なもので農業者が収奪されないように、農林漁業者の主導性の確保を求められた議員修正である。まだこの法律はできて 1 年程度であり、これを直接、今の段階で直すということはなかなか現実的ではないのではないと思っている。

ただ、そうしたものがネックで進まないということはないように、17 ページの右の方に①、②、③と、この縛りのある中でどういうやり方ができるかを 3 つほど提案している。①が資本性劣後ローンの活用。③が農業者の側が小口に分けて、あるいは団体を使ってやっていくということ。②は農林漁業者の主導性の確保といったときの農林漁業者は、いわゆる昔ながらの個人の農家の方に限られるわけではなく、農業参入をされた企業の方々ももちろん農業者カウントされるので、そうした形で資金やノウハウを持つ法人の方々に農林漁業者として出資していただくのは、何ら縛りはないということである。

18 ページにあるように、平成 21 年の農地法の改正以降、これまで 1,392 法人がリースで参入してきており、大企業も下に 2 つほど固有名詞を書いているが、こういう方々もリース方式で参入をされている。こうした企業はまさに農林漁業者として何の縛りもなく、出資要件にかかわることなく出資ができるので、こういう道を我々もよく PR していきたいと思っている。

18 ページの黄色部分の 3 つ目の丸だが、農業者だけではなくて関連事業者、取引のある方々や資材メーカー等も入れたらどうかということだが、これについては 19 ページをご覧くださいと、既にこうした醸造メーカーや餌メーカー、建設業など異業種の方々あるいは関連業種の方々がリース方式で農業に参入し、6 次産業化の認定を受けている方がたくさんいる。こういう方々はまさに農林漁業者としての出資要件を満たすことになるので、そのあたりをよく御説明していきたいと思う。

20 ページ、農林漁業者の主導性の確保ばかり念頭に置いて、ノウハウのない経営者が経営することになるのではないかとということだが、ここは所有と経営は分離ということであり、資料の緑色の部分にあるような農業者が経営者となるやり方もあれば、パートナー企業側が経営では主導権をとるというやり方ももちろんある。さらには経営ノウハウのある第三者を連れてきて経営していただくということも、排除はされていないところである。

最後に 29 ページをご覧ください。農地中間管理機構の関係で、農地台帳システムの予算の活用や制度について、30 ページ、31 ページで資料をつけたように、御指摘も踏まえ政府の内外の有識者の方々とはよく連携、調整をし、使いやすい有意義なシステムを今つくっているところである。さらに 31 ページではこれに水土里ネットが持って

いる地図台帳もあわせて入れ込んでいくことで、より使いやすいものにするため、関係する皆様方の知見もいただきながら今整理をしているところである。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

次に事務局から農政改革の進捗状況に関するアンケート、それから、A-FIVE 活用に関するアンケート、この2本のアンケートについて御報告したい。

(高橋日本経済再生総合事務局参事官)

資料2-1「農政改革の進捗状況に関するアンケートについて」の概略を説明する。

今回のアンケートの趣旨は、昨年決定された農林水産業・地域の活力創造プランに盛り込まれた農地中間管理機構の整備、経営所得安定対策、米の生産調整の見直しについて、現場における浸透状況、準備状況をアンケートにより実態把握を試みたものである。

今回の調査は農林水産省の協力を得て、米の生産量上位30道県の生産者、JA、農業委員会、6次産業化事業体、計318の方にアンケート票を送り、247の方から回答を得た。

ポイントの概略を申し上げますと、今回のアンケート結果により、それぞれの進捗状況、準備状況、現場での課題が数多く寄せられた。

浸透状況については資料の3ページにあるとおり、広く浸透しており、各種説明会、市町村等から情報提供を得られていることがわかる。

米政策の課題としては、例えば6ページをご覧いただくと、飼料用米の拡大を進める要因として、生産者とJAにおいては生産管理上の利便性、補助金支援の充実等が拡大を進める要因として挙げられ、課題としては、生産者では需要とのマッチング、JAでは飼料用米の保管場所の確保や主食用品種の混入の回避といったものが挙げられている。

米政策の見直しに関して8ページにあるとおり、主食用米については、播種前・収穫前・複数年契約など、安定取引の拡大を志向することにより準備が行われていることが伺える。

10ページ、米政策の今後の政策展開については、生産数量目標の配分に頼らない生産に移行するために、きめ細かい需給価格等の情報提供を求める回答が多く寄せられている。

また、農地中間管理機構については11ページ以降で結果が出ているが、農地中間管理機構が目指す担い手への農地の集積・集約化、新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止の解消について、生産者、農業委員会等から期待を寄せる声が多く届いている。

他方で資料の13ページ、15ページ、17ページにあるように、それぞれ現場での懸念や課題について数多くコメントが寄せられている。例えば13ページ、農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化に効果がないのではないと思う理由としては「優良農地は既に集積・集約化が進展している」、「中山間地域等の条件不利地域の農地を借り受ける担い手がない」といったコメントも寄せられている。

人・農地プランについては18ページに現場からの意見が寄せられているが、現状、自治体・農協・農業委員会の関係者の参加が目立ち、新規参入希望者の参加は限定的といった現状も見られる。

6次産業化については19ページ、20ページで触れられているが、6次産業化に取り組んでいこうという考えの生産者は多くいるが、20ページにあるとおり、「生産への特化をしたい」、「資金面で不安がある」、「加工販売等のノウハウが欠如している」、「様々リスクがある」ということで躊躇する声もあげられている。

続いて資料2-2「A-FIVE 活用に関するアンケートについて」をご覧いただきたい。

こちらのアンケートはA-FIVEの案件形成に最前線で従事している41のサブファンドに対してアンケート調査を行ったものであり、31のサブファンドの担当者から回答を得られた。

一般的な課題としては、A-FIVEの活用にあたっては投資スキーム、農林漁業者の出資能力が課題とされている。3ページにあるとおり、出資能力の不足に対しては「農林漁業者の出資議決権割合の柔軟な運用」、「農林漁業に参入した企業による農林漁業者としての出資の呼びかけ」が有効であるというコメントが寄せられている。

4ページ、5ページ以降では、農林漁業者のファンドに対する理解促進や不安感の解消について、あるいはサブファンドにおける農業関係案件に対する経験・人材不足の解消について、また、A-FIVEの業務の改善についてそれぞれコメントが寄せられている。詳細についてはお手元の資料を御参照いただきたい。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

追って新浪主査から論点を提示いただき、実質的な議論を行うが、この段階で農林水産省の御説明ないし事務局のアンケート結果に対して、事実関係等々で御質問等あればお願いしたい。

(西村内閣府副大臣)

農林水産省から説明のあった地図情報や農地情報の一元化はどのぐらいのタイムスケジュールでどう進めていくのか。水土里ネットも各県ばらばらにやっており、これを一元化するのはなかなか大変だと思うが、どういうタイムスケジュールか。補正予算もとっているが、どういう予定か。

(農林水産省奥原経営局長)

これについては補正予算を確保し、今、順次進めている。金丸座長からもいろいろ御指導いただき、良いシステムをできるだけ安い価格できちんとつくっていくということが大事であり、様々な観点から今、御指導をいただいている。発注するときどう設計して発注するか、そういったことが非常に大事。できるだけ今年度中にきちんと軌道に乗せたいと思っており、それに向けて鋭意作業を進めている状況である。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

続いて規制改革会議の農業ワーキンググループの金丸座長より、検討状況について御紹介いただく。

(金丸規制改革会議農業ワーキンググループ座長)

「規制改革会議におけるこれまでの農業分野に係る検討状況について」、資料3に基づいて説明する。

1ページは、農業ワーキンググループの構成員のメンバーである。専門委員として3つの生産法人の方々に入らせていただいている。また、企業の農業参入経験ということで、カゴメ株式会社の方にも入らせていただいている。

これまでの検討のスケジュールは、2ページ以降にあるとおり、まずは農水省の奥原局長などに何回も来ていただき、ヒアリングをした。また、大泉先生にもお越しをいただき、農業協同組合の在り方等について意見交換もした。また現場を中心にヒアリングをしようということで、色々な特徴のある農協や農業委員会の皆様等にお越しいただいた。また、若い新規参入者の方々5人にもお越しをいただき、ヒアリングをした。

本日は最後のヒアリングとして、北海道始め、佐賀、奈良からも来ていただいた。

私からこれまでの皆様との意見交換を通じて、13 ページのとおり、農業改革の基本的視点を9つ出した。この9つの視点についてワーキンググループ内でコンセンサスを得たので、現在はこうした視点に基づき、まずはワーキンググループ内で素案を作成しようということで今、作成中である。近々ワーキンググループ内で素案を提出し議論をし、取りまとめを行い、規制改革会議の本会議に提案する段取りを今、進めているところである。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

今の金丸座長の御説明に関連して、何か御質問等あればお願いしたい。

(秋山議員)

本日の御説明の中では、特にまだ個別具体的な論点を挙げていただいている段階ではないが、農業の改革のように非常に高いハードルを実現するためにはスピード感が大変重要だと思っているので、私が国家戦略特区の方の仕事も関わっている関係から言えば、規制改革会議で出てきた課題については、進められるものは全国区でどんどん進めていただきたいと思うが、もしその中でいきなり全国区で進めるのが難しいものがあるれば、特区を実験場として使っていただき、その成果を皆様と確認しながら進めていくことをやっていきたいと思うので、是非共同して進めていければと思う。

(金丸規制改革会議農業ワーキンググループ座長)

秋山議員からコラボレーションしましょうと言われたのはうれしいこと。これまでのヒアリングや意見交換を通じて感じているのは、全国一律の政策は、非常にとりづらい状況だということ。

また、今日は JA 奈良や JA 佐賀の幹部にも来ていただきヒアリングをしたが、例えば JA 奈良は割と都市型の農協であり、一方で JA 佐賀は経済事業が黒字という立派な農協であった。ともに金融事業等にも依存しているが、当然、地域の方々から求められるサービスを提供しようとする、金融事業などのその他の事業も必要だという必要性についても認識をした。

一方で今後、特にこれは新浪主査の方で今後も議論になるのだと思うが、6次産業化ということで、企業との連携についても様々な単協でいろいろな工夫をしているが、率直な感想を申し上げますと、相手と組むときは、組む前に準備が必要で、相手と組むにあたっては共通にコミュニケーションができるような知見を持った人材を中にもっと取り込んでいかないと、なかなか良い具合に農業者の方々に所得を還元できるところにはいけないと思う。だから色々な人たちにとって都合のいい生産者にならないことが重要ではないかと思って聞いている。

ただ、そうは言っても農協の方々の様々な創意工夫も聞かせていただいたので、潜在能力が大変あることを信じて規制改革会議で取りまとめを行っていききたいと思っている。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

続いて、新浪主査から御提出いただいている資料について、お願いしたい。

(新浪主査)

農林水産省の方々には幾つか御回答いただき、A-FIVE 等は前向きに改革に取り組んでいけるのかなと、お話を伺って少し希望も出てくると思った。その中で私たちが質問したことは、ざっくりばらんに言えば6次産業の市場規模を10兆円にするのは大変だ

というのはよくよく理解した話であり、輸出を1兆円にしていくのも大変厳しい。そうした中で、目標達成に向けてあえて目線を上げたならば、経営的な観点からすると今までのやり方とは違った形でやらないと、農業は本当に成長産業としてとらえられない。今までのやり方ではよくない。これは皆さんご認識のとおりだと思う。そうした意味で、荒川総括審議官から説明いただいたことで本当に拍車がかかり、付加価値をつけるとか、6次産業化が進んでいくのだろうか。正直言って、大変厳しいのではないか。こう感じている。

我々も御案内のとおり、農作物や米はJAから買い、何年かやっていく中で、やはり先程のアンケートを見ていて我が意を得たりと感じた。人・農地プランは結局、前々から指摘しているように、やる気のある新規参入者が本当に入りやすい仕組みになっているのだろうか。ここは明らかに抵抗感があることがよくわかった。

農地中間管理機構に関しては期待が大きい。これについてはモニタリングをし、きちんとした仕組みにしていかなければいけないことがよくわかった。

6次産業化に関しては、農林漁業者は大きな関心を持っており、期待が大きい。しかし、コメントを見ると、まずは第1次産業である自分たちの本業でちゃんと質の高いものをつくっていく。これは大変高いモラルであり、結構なことだと思うが、主導的に農林漁業者が出資についてもやられるという議論と、どうも意識のずれがあるように今回のアンケートで感じた。

その中で、本当にこの目標に向けてできるのか。このままではダメだと思い、資料を作成した。

ただ、ここで1つ理解いただきたいのは、私の資料はたたき台であり、ぜひ農林水産省から「こうあるべきではないか」とカウンターをしていただきたい。これは議論をするためにつくったものであり、揉ませていただきたいという趣旨でやっているのだから、議論のためにつくった資料と考えていただきたい。

資料4-2の2ページにあるとおり、生産性を上げて第一次産業をやるということは付加価値を上げていくということ。また繰り返しになるが、いつも言っているマーケットイン。このマーケットインの発想がきちんとできればいいのだが、ここについて農業をやられている方々との間に大きなギャップがあるのではないか。このときに民間企業とのコラボレーションは必須ではないかと考える。

先程のA-FIVEについては、真正面から企業が入る形ではなく、農業者が主導で案件を手がければA-FIVEの出資対象に入れる。これは本当にこれでいいのか。それも資本構成が随分低い形になる。そして農業生産法人が実際には非常に低い金額でエクイティ、資本を持ち、他方において借り入れも大変な金額を抱えている場合もある。企業は運転資金を出す。こういう中でまたA-FIVEの中に入るためにまた企業が入る。企業をどうやって使うのかということをもっと考えていくべきである。第一次産業においてもそうではないか。

規模の経済、大型化、農地中間機構をうまく活用する。その中で酪農や畜産も同様に企業とのコラボレーションをして、同様に考えていかなければいけないのではないか。

産業化というのは競争力である。以前も申し上げたとおり、国内の競争力をつけ、国内の生産性を上げることによって、輸入よりも、日本でつくった安心で安全な消費者から好まれる国内の農産物が売れる仕組みをつくっていく競争力をまず第1に目標にしていくべきである。そして、やる気のある担い手が増え、外からも入ってくる。外というのは当然、国内のやる気のある人たちが入ってくる。結果的に地域の雇用を生み、地域経済に貢献をしていく。そのときに所得が安定し、そして増えていく仕組みができる。このときに重要なのは創意工夫ができ、自分自身が自由にある程度やれることである。ある程度というのは、何か風水害があったときはきちんと支えていただけるセーフ

ティネットがあるということ。この辺りが保険ということで今、議論をしていただいていると思うが、そういう中で生産調整もやめ、自らが創意工夫でできる。こういうことをやりながら、地域の経済をより発展させるためには二次、三次産業が必要であろう。その地域で大きくこの二次、三次産業が、とりわけ二次産業で付加価値をつけていく。ここにも民間企業に入ってもらわなければならないと考える。

そして、農作物をつくっている方々がいいものをつくり、一緒になってこのバリューチェーンをつくることにより所得が上がっていく。こういうことが必要だということで、あえてバリューチェーンを軸に資料の2ページ目を書いた。

考え方を3ページにまとめているが、最終的にはゴールは海外であろう。しかし、これは腰を相当据えて国内で強くなり、その上での応用問題であると思う。

さて、これからアジェンダである。先程申し上げた農業生産法人に関しては、企業の出資を制限している。先程荒川総括審議官から説明していただいたが、未だ企業が単独で外から来て農地を貸してもらるのが難しい状況にあるのが実態であるがゆえに、大まかに言うと農業生産法人なり農業をやることによって入れる。しかし、このときに企業には出資制限がある。かつ、そのときに役員が何日間か働かなければならない。ぜひともこれを規制改革会議で金丸さん中心にやっていただいているが、産業競争力会議としても再興戦略の改訂にはこれを入れ込めるように、企業参加がウェルカムだという制度にしていきたい。

土地所有の問題に関しては、規制改革会議との役割分担を考え当分科会では現行のリース方式の改善を中心に考えるべきである。51%をとった場合、農業委員会がOKすれば土地の用途を変えてしまうという問題に関してはリースを中心とした考え方で進めていくべきではないかと思うが、理由は後ほど申し上げる。ここは規制改革会議と一緒に、農林水産省及び江藤副大臣にはこれを推し進めていただきたい。

バットカンパニーも存在する。地域によっては値上がり期待によって開発期待で土地を持ち、結局やめたということで産廃の捨て場になることもある。こういうことのないように利用制限をきちんとやっていくべきであり、この農業生産法人の土地の在り方については、当分科会の議論はまずはリース方式の改善の問題をやっていき、企業が入りやすい環境をつくっていただきたいと思う。

6次産業化ファンドに関して、農林漁業者の出資要件 25%超については、荒川総括審議官が言われたように私も次期国会で改正するのは大変難しいと思う。しかし、6次産業化ファンドが出資案件や規模が増えないのであれば思い切ってこうしたことも考えるべき。先程のお話では決して私は進むとは思わない。進まないのであれば、真正面からここにチャレンジすることもありだと思う。

農林漁業者の定義だが、商系をOKしてもらいたい。先程農業に参入すればできるのお話だったが、何を以て参入とするのか。この解釈を米の卸をやっているとか、国内の農産物を扱っているとか、農業を主体としなくても、それにかかわる人たちがもっと入りやすい環境にできないか。これをぜひ考えていただきたい。つまり解釈をもっと広くすることによって、技術を持った企業が、一次産業のところにコミットしなくても、二次産業のところで一緒になってやることのできるような、こういうことをやっていただければ、出資要件については変える必要はない。こういう考えでいるので、どういった方法論があるか検討願う。

農業生産法人がより一層、第6次産業をやっていきたいというプランがある場合、A-FIVEが出資できるようにしていただきたい。ここは特に法的にいけないということにはなっていないと理解しているが、こういうことも御検討いただけないか。そして、A-FIVEのような官民ファンドをこれからどうしていくかということがあるが、3年なりの時間軸で全部が成功するというのは難しい話であり、成功するためにやらなければ

いけないが、全体がよければいいのではないか。もっと積極的に、これがビジネスであるゆえ、また、成長投資のためのファンドであるという性格からも、よりリスクテイクできる組織運営や体制を検討していただきたい。

次に輸出について。これは10年・20年の計をもってやらないと無理な話である。ちょこちょこやって2020年に何かが出るというのは、実は逆に短期的な成果であり、その後がおかしくなってしまうのではないか。

5ページを見ていただきたいが、日本の食文化は現在高く評価されている。5万5千の和食レストランが世界にあるが、70%が韓国系である。これも結構なことであるが、私は和食、日本型の洋食、B級グルメも含めて、プラットフォームをつくって、ここをもって食のグローバル人材をつくり、特にこの分野には経営感覚が不足している方々もおられるので、例えばアメリカのCIA (Culinary Institute of America) のような学校のように、あるいは、フランスにもそうした専門学校があるが、レストランなどの経営も学び、接客・サービスのための言葉も学び、そうした結果として世界に出ていく。そしてそこできちんと日本型の洋食も含めて和食を国際展開する。これらの卒業生を支援し、その結果としてさらに広がり、日本食やお酒が広がっていく。日本の食をもっと広めていく。私たちがコアのところに入りこまなければいけない。こうした意味でクールジャパン等の組織をつくり、その結果として日本の農産物がより広く認知され、そして海外に入っていく。文化とともに職を広めていくチャンスが今、来ている。こうしたことをやっていくべきである。

次に、輸出に関しては輸出の一元的体制が必要ではないか。例えば資料の9ページにあるサンキストや、8ページにあるゼスプリというキウイを扱っている組織が参考になる。これらの組織のように一元化してそこで1つのブランドをつくり、組織としてそこで安全基準や品質管理をきちんと行い、手続の簡素化をし、こうした組織がEUHACCPやGLOBALG. A. P等の指導をし、食品添加物の国際規格等も主導的に指導していく必要性があると思う。

農林水産省・厚生労働省が中心になると思うが、通商交渉により検疫が日本の方が入りやすくなっているケースも随分とある。相手に対してももっと強く交渉ができるようにEPA、TPPの中で相手と交渉していく必要性があるのではないか。日本は入りやすいけれども、相手が門戸を開かない。こういうところを国家間で輸出のためにもっと力を入れてやっていくべきではないかと思う。

全国でやるのは非常に厳しいということで特区というお話を申し上げたが、特区といって大上段に構えるよりも、現在輸出がしやすい地域、ある程度環境が整っている地域を農業輸出モデル地区にし、統一的なものも必要なので、全国5カ所ぐらいを定めて進めながら横展開していくことが必要だと思う。

次に酪農、畜産に関して申し上げる。世界的には垂直統合が非常に進んでおり、当然のことながら大型化、生産性を高めるということで、構造改革の必要性がある。例えば脱輸入飼料依存ということで、もっと放牧を入れ込んでハイブリッド化していくのはどうか。また、酪農セクターの成長力が下がっているのではないか。もっと成長力を上げていかなければいけないという危惧を持っている。構造改革を進めるという意味では、例えばヨーグルトは、東京の近くでつくっているものもあるが、高齢者の健康増進という意味で非常に売れている。こうした市場環境をよく見て、自由に工夫できる環境をつくるという意味で、指定団体以外のところにも任せらせるように、自家製造販売の1.5トンという枠をやめて、指定団体以外のところにもきちんとした支援策をとり、創意工夫ができるようにすることも一案として御提案申し上げる。とりわけ南北問題がある北海道に関しては、先程の輸出モデル地区とすべきである。北海道が先進的な事例として、内外の企業を集約的に誘致し、輸出のための検査の体制も北海道のこうしたモデルが引

き受けてくれると、より一層進んでいくのではないかと思う。

幾つか御提案申し上げたが、農地中間管理機構の創設と米の生産調整の見直しを始め、いろいろなことが進んできている。農業であれもこれもできないと思っていた人が、「できる」というように思ってきたことは、良い風が吹いていることを示していると思う。

私が申し上げたいのは、企業も投資のチャンスがあるならば是非農業に参入したいという環境が出てきた中で、決して新しいことを大きくやってくれというのではなく、マグマがそちらに向かっているところを後押しする施策により、そのマグマを最終的に外国にも向けていくことが必要だということに議論したい。

資料4-1の最後に、農地改革のことを書いた。農地の扱いは大変難しい。ただ、戦後、農地が解放されたときの環境と現在は随分変わってきている。農地を小さく分け担い手としてずっとやってくださいという立て付けから変わってきた。大型化して生産性を上げ、そして新しい担い手もぜひ来て欲しいと。そうでないと農業は発展できない。農業を成長産業にしようという中で、ぜひとも真正面から農地法はどうあるべきかを、そろそろもう一度議論しなければいけないと思う。農地法に対してどう考えていくか。今の農業、将来の農業を考えたときに、そろそろ大きな議論をし始めるときだと考えるかいかがか。

(農林水産省荒川総括審議官)

大変広範な論点について、いろいろな角度から御提案をいただいた。今日資料を拝見して、今ここでお答えを申し上げるような状況ではないと思う。新浪主査からもお話があったように、次回のタイミングで本日の御提案を含めて、しっかり農林水産省としてプレゼンをさせていただきたい。

ただ、農業生産法人や農地の話、6次産業化を進める上でのA-FIVEの話、それから、輸出についてのお話、酪農・畜産のお話と4つか5つぐらいのかたまりでのお話があったと思うので、それぞれ担当局長からお話させていただく。

(農林水産省奥原経営局長)

まず農業生産法人だが、我々も企業がどんどん農業に入っていただきたいと思っているし、今度の農地中間管理機構もリース方式で参入しようとする企業の方にどんどん貸していきたいと思っている。そういう意味で企業と農業界がコラボレーションすることはものすごく大事だと思っており、どんどん後押ししたいと思う。

先程言われたことを確認させていただきたいのだが、リース方式でやればいいとのお話であったが、一方で農業生産法人の要件の話もされていた。この農業生産法人という概念は所有をするための要件を決めているものである。リースのときはこの要件は特にないので、どこの企業でもリースであれば借りることができる。所有をする場合には生産法人の要件を満たしていないと所有することができないということであり、ここはどういうふうにかえたらいいか教えていただきたい。

(新浪主査)

所有があるがゆえにこのパーセンテージを絞り込んでいるのだと思う。

例えば我々がやっているのは、出資をしていただいている方々に農地をリースさせていただき、そして出資を一緒にする。このように進める。もしくは農地そのものを所有するということもあるが、農地を所有する場合は農地を現物出資していただいているケースがあるかは分からないが、基本的には農地を貸していただく形で進める。リースであれば企業は入れるのだが、自らリースで農地を借りて企業として自分たちでやっている方々もいるが、大変農地は借りづらく、実態は農業生産法人になってしまう。また、

私は担い手を育てて一緒にやって企業とやることを中心に進めていくことが必要だと考えている。

所有というよりも、一緒にやられている方が農地を使ってくださいということで、その農地を使わせていただいている。こういうケースのほうが企業としてはやりやすいのでそうしている。企業として農地を現物で出していただき出資してもらう形もあるのではないと思う。このときの出資比率が50%を超えると所有となるので考えなくてはいけないうらう。

(農林水産省奥原経営局長)

農家の方と企業の方が出資し合って1つの法人をつくるときに、企業のほうが出資の比率が高く議決権も多いということがあり得ると思うが、例えば7割を企業が持つとする。こういう法人をつくり、ここが農地を借りようと思えば、今、問題なく借りられる。農業生産法人というのは単に所有の要件を満たしているところをそのように呼んでいるだけのものであり、特別の法人格ですらない。法人格としては株式会社とか農業組合法人という法人格を使っており、そのどこをどう直したらいいのか悩んでしまう。

(大泉教授)

制度的には奥原局長のおっしゃるとおりだと思うが、実際に企業が農業をやろうとしたときに、農家と提携するときは、株式会社は農家と一緒に作りそれで農地をリースすればいい。そのとおりだと思う。それをもっと宣伝していただければいい話なのだが、一緒にやろうとすると農家側から農業生産法人をつくらうという話が必ず出てくる。農業生産法人の方が農地を守れるという話がある。農業生産法人が今、農村の中に定着していて、今までも農政が農業生産法人で新しい企業でやるということになり、どうしても農地を借りて株式会社をつくる話になると、農業生産法人にしようというパターンになる。

私が今、個人的にやっているのは、株式会社をそのまま農業生産法人にしたものだが、企業については、株式会社のままでリースで参入できるのだが、普通農地がない。フリーの株式会社が突然行ってもどこにも農地がないから、では農家と一緒に提携してやろうという話になると農業生産法人の話が必ず出てくる。そうすると、その出資比率だとか何とかという話になり、株式会社をつくらないで農業生産法人をつくるから、農業生産法人の出資比率を拡大したほうがいいのかという議論になってしまうのである。

二重の法人をつくるという発想が今のところないので、そこさえクリアすれば良い。

(農林水産省奥原経営局長)

現在企業で農業をやっているところで、肩書を書くときに「農業生産法人、株式会社〇〇」と書かれているところが結構ある。だから農業生産法人という言葉が独り歩きしているのかもしれない。確かに平成21年の農地法改正までは、所有権も利用権も両方含めて農業生産法人でないと利用権も持てない、リースも受けられないということであったので、その当時は農業生産法人ということに意味があったのかもしれないが、平成21年の法改正でリースであれば農業生産法人でなくて、普通の企業でも借りられるように改正した。そのときに、この農業生産法人という言葉は消さなければいけなかったのかもしれない。そういう通称の問題かもしれないので、どういう扱いにするか、趣旨はよく理解したので、よく勉強する。

(新浪主査)

大泉先生が言ったように、こうした意識を持っている。もっと入りやすい環境という

ものをどうつくるかぜひ議論させていただきたい。今、安心したのは、農林水産省が企業は要らないと思っているわけではないということで、そうであれば、リース方式による企業参入の改善の問題についてはどこかで落ち着くところがあると思う。

(金丸規制改革会議農業ワーキンググループ座長)

今、農業生産法人の話になったが、どちらかというと新浪主査より我々規制改革会議のテーマであるので、ニーズをお聞かせいただいた上で、私どもも検討させていただきたいと思う。

その際、我々民間側が言う企業のイメージは大企業のイメージが強過ぎる。だから聞いている人もそのイメージが非常に強いのではないかと思うが、我々が考えているのはもっと小さな企業や若い人が3人で起業をするケースもあるだろうし、そうしたもので、企業と一言で言っても多様な形態をイメージして検討したいと思う。

(農林水産省奥原経営局長)

農業生産法人を絡めて最後にお話のあった農地法制の話だが、確かに状況が相当変わってきており、農地中間管理機構をつくる時も相当考えたのだが、戦後の農地解放の負の遺産と我々は闘ってきたようなところがある。戦後の農地解放で、政府が、地主から農地を買収するところまではいいのだが、これを1ヘクタールで小さい農家に売り渡した。民主的と言えば民主的なのだが、これが結局、日本の農業の構造を改善することを妨げることになってしまったという思いがある。

あのときにもし売るのではなくて、1ヘクタールで国が農家に貸していたら、高度成長の過程で貸付先はどんどん変わって行って、規模が大きくなったのではないか。こういう思いが我々にはある。農地中間管理機構はそのことを今の時代に合う形でやろうという発想である。その前段階で平成21年の農地法改正でリースは自由化された。

リースの自由化があって、その上で今、農地を持っている方から中間受け皿として農地中間管理機構ができるだけ大きく借りて、これを大規模にやっている方々に、分散した土地ではなくまとまった形で使いやすくコストも低い形で貸していく。これを進めることによって、戦後の農地解放の負の遺産から完全に脱却することを目指した制度を、色々な御指導もいただいてようやくスタートさせたので、これをきちんと軌道に乗せていけば、基本的には農地法制は大きく変わった、制度も変わったということになると私は思っている。

(大泉教授)

しかし、そうならなかった。

(農林水産省奥原経営局長)

農地中間機構は今できたばかり。

(新浪主査)

方法論はそういう形であっていいと思うが、その大前提が今、奥原局長がおっしゃった形で、今までの負の遺産が解消されることを目標として共有されることが必要だと思う。どんなやり方だろうが今の農業があるべき姿に合うということであれば大賛成で、農地中間管理機構のときにこういう議論を我々の方ではしなかったが、もうそろそろそういう議論も農地が回る中でやっていくことが必要である。しかし、農地が流動的な中で誰が引き受けて、農地としてどう使用制限するかもあわせてやっていく。つまり、残念ながら、農地として使うことを目的としていない企業が農地を取得しようとするケー

スがあるのも事実であり、そのあたりの整理はきちんとしていかなければいけない。

(農林水産省奥原経営局長)

目指している方向は基本的に同じだと思う。せっかくなつく農地中間管理機構、これは本当にうまく動かしていきたいと思っている。現時点では47県のうち39県でこの機構が立ち上がったが、これは我々もさらに精査していかなければいけない。特に役員が本当に実務ができる人が選ばれているのかが非常に大事であり、これは点検をして、1年たったところでどのくらいの実績が上がったか、色々点検して改善するところはどんどん改善する。企業がどれだけ入ったか、若い方がどれだけ増えたかということも含めて、軌道に乗せていくことが必要だと思っている。法律の中では5年後にこの状況を踏まえて農地についての制度を見直すという条項が入っている。なので、5年程度やってみて、その段階でさらに抜本的な見直しを必要があればやるということかと思っている。

(新浪主査)

そのときに人・農地プランに関するこのアンケート結果が気になる。外から入ってくる人たちや企業が真に入りやすい環境をどうインセンティブ化していくか。これはぜひ行政的にも、事務次官の通達を見直したような形で、ぜひ新たな担い手にもっと抵抗感のない行政をやっていただきたい。

(農林水産省奥原経営局長)

その点はおっしゃるとおりだと思っており、人・農地プランは平成24年度から始めてまだ十分定着しているわけではないが、農地中間管理機構に関しては、人・農地プランができていなくても、企業が参入したい場合にどんどんお貸しすることができるようになってるので、排他的なものには全くなならない仕掛けだと思う。

農地中間管理機構ができたことによって人・農地プランの中身も変わるところがある。これまでは地域で話し合っただけで、例えば農地の小さいAさんから、大きいBさんに農地を移していくということをお話してもらっていた。農地中間管理機構という受け皿ができたことで、地域で話し合っただけで自分が農地を使わないときは、中間管理機構に貸すという合意をしていただければよくなる。農地中間管理機構は公平に公募を行うので、企業も含めて募集に応じていただいたところに、優先順位をつけて貸していくので、農地中間管理機構ができたことによって人・農地プランも変わる。

人・農地プランは政府がつくった法案には入っていなかったが、国会でこの人・農地プランに類する規定が法律に議員修正で入った。そこでは話し合いするときには新規参入者についてもちゃんと声をかけるという趣旨のことが書かれている。なので、今後は人・農地プランのやり方も農地中間管理機構を踏まえて、新規参入者が入りやすいという点を考慮したものとして、さらに改善をしていきたいと思っている。

(西村内閣府副大臣)

人・農地プランに関して、私の地元の話をお聞くと、集落で次を担う中核的な若手がいるところや、地域としてまとまっているところは活発に話し合っただけで、「では彼のところに集積をしよう」と決めて、既に始まっているところもあり、まとまってこれはどこかに生かそうということもできるのだが、そうではなくなかなか地域がまとまらないところを、まさに農地中間管理機構を使えばうまく中立的にできるしいと思うのだが、新規参入希望者の参加が限定的というのは、まさに排他的で内輪でしかできず、そこで全く動かなくなっているようなところはたくさんあると思う。

日本中の全ての農地で企業は新規参入できるかという、そうではないと思うが、地域でどうするのかということを考えつつ、新規参入者の力を借りる、あるいは農地中間管理機構の力を借りるといい仕組みをぜひつくっていただきたいと思うので、実態は今回のアンケート調査からはよくわからないところもあるので、人・農地プランそのものが私は悪いと思わない。まとまっていけるところや担い手がいるところは既に集積が始まっているが、農地中間管理機構や新規参入を促すようなところもぜひお願いしたい。

(農林水産省奥原経営局長)

御指摘のとおりだと我々も思っている。現時点では人・農地プランは、従来のやり方で進めているところが多いと思うが、この農地中間管理機構ができたことで我々も改善の指導をしっかりとするので、法律の中にも新規参入者に声をかけるということも書いてあるので、ここは最大限工夫をしてやっていく。

(農林水産省山下食料産業局長)

6次産業化について、去年の2月にA-FIVEが創設され、額は少ないが件数的には現在12件に出資している。

我々は決してこれで十分だと満足しているわけではない。もっと件数が増えて、1件あたりのA-FIVEからの出資額もかなり大きなものが出てくればと思っているが、今後1カ月あたり4~5件出てくれば、今年の終わりぐらいには50~60件くらいになるのではないかと思っている。新浪主査から先程ご指摘があったように、私も6次産業化を進めていく上で二次産業、三次産業の方々の知恵と経験、特に加工・マーケティングについての経験は絶対に必要だと思っている。なので、二次・三次産業の方々の知恵と経験をいかに生かしていくかという要請と、一次産業からの要請と、立法の趣旨のバランスをいかにとっていくかということが大事だと思っている。

先程ご指摘のあった農林漁業者の出資要件25%超の話は制度の話であるので、なかなか難しいということは御理解いただいていると思うが、農業者の範囲についても25%の話や農業者の主体性をどう見るかという部分とかなり密接に絡んでいるので、必ずしも解釈でいくということではなく、やはり制度の改正になるのではないかと思う。そういうことでなかなか簡単ではないと思うが、いろいろ議論をしていきたいと思っている。

それから、A-FIVEのアンケートの話があったが、こういったアンケートをとり、これをA-FIVEにもフィードバックし、A-FIVEとサブファンドの間でコミュニケーションを十分とってもらおう。5月に入るとA-FIVEと全国のサブファンドが集まる会議が開かれるので、そうした場にもアンケートを紹介して、運用の範囲でやれるものについてはどんどんやっていただこうと思っている。

輸出について、これはまさに御指摘いただいた多くの点で共鳴するところがある。我々輸出の環境整備ということで前回の資料で細かい字で書いた百を超える課題に優先順位をつけたが、マンパワーの問題もあるので、優先順位をつけてしっかりとやっていきたいと思っている。

食のプラットフォームも御提案いただいているが、我々も日本食、和食のPRや普及についてはかなりのことを今やっている。そうした中で屋上屋を重ねるのは行政コストの問題もあり、できるものをきちんとやっていこうということで、これも参考にさせていただいて検討したい。

(農林水産省佐藤生産局長)

新浪主査から御指摘のあった畜産・酪農関係について、問題意識は全く我々も同じである。酪農は、ドイツやフランスが1戸当たり40頭、イギリスも1戸当たり70頭ほど乳牛を飼っているが、日本でも徐々に規模拡大が進み、北海道ではとうとう1戸あたり100頭を超えるような規模になってきた。

規模拡大が進んでいるので、朝夕の乳搾りが大変になっており、家族だけではやっていけないといったような状況になっているので、早くからヘルパー制度で搾乳をお手伝いする組織のようなものをつくっている。

それと、餌が非常に大事だが、自給飼料をつくることに取り組んでいるが、これもまた人手がかかるので、これについてはコントラクターというまた別途の支援組織をつくっている。

色々考えると、獣医からコントラクター・餌会社と非常に多くの関連業者がいるわけであり、今まではどちらかと言うと一つ一つのところでしか見ていなかったが、やはりこうした様々な相互補助も含めて、一体となって先程ご指摘のあった指定団体がかなりの機能を発揮しているのだが、やはり地域全体がまとまっていけないと、なかなか酪農基盤を支え切れなくなっている状況になっており、こうした観点から実は今年の予算で高収益型畜産体制構築事業ということで、いわゆる畜産クラスターといったような事業を新たに展開しようと考えており、そうした中で先程新浪主査から色々な御指摘があった点について、我々としてもどういうことが今できるか検討していきたい。

(秋山議員)

本日御提出いただいた資料やこれまでの皆様のお話から、私が思うのは、成長戦略の議論を始めて1年以上がたっており、いつも繰り返し申し上げているが、とにかく実現していくことが非常に大事で、現場をどれだけ動かして、現実の風景を変えていくかということ加速しなければならない。時間が随分たってしまうので、とにかくスピード感を出してやらなければいけないという危機感を持っている。

そういう意味では、特に農業の議論は大きなテーマであり、拙速に答えが出せないというものもある中で、一方で現実の風景をスピーディーに変えていくという意味では各論もおろそかにできないし、年央の成長戦略に向けて大きな議論とあわせてできるものをどんどんやっていくという、これは両輪で進めていくべきだろうと思う。

新浪主査のペーパーもあり、これをまた持ち帰っていただいて議論していただくためにも、資料4-1に沿って、何点かコメントを私からもさせていただく。

3ページの後半にA-FIVEの話が出ているが、実はこのA-FIVEは先程新浪主査から御説明があった資料4-2の中には、主体とか主導性の要件の見直しや出資要件の見直し、農業生産法人への出資を可能にするというポイントがあった。

一方で農林水産省からの説明の中には、「これは今もできる」、「ある程度できるケースがある」、「やっているケースがある」という説明があったが、基本的な考え方として、民間企業もしくは様々な新しい担い手がこの分野に入っていくためには、一体どうであればできるのか、どうであればできないのかという予測可能性が立つことが非常に重要である。

個別にお伺いをして、承認してもらえるかどうかという許認可行政のイメージではなくて、あらかじめ制度とかルールを用意して、「さあ皆さんどうぞ、この範囲では自由にやってもらって結構ですので、どうぞやってください」というようなスタイルに切り替えていくべきだと思うので、「こういう実際できたケースがありますよ、だから制度的に問題ありません」ということではなく、「こうであればOK、あるいはこうさえなければOK」といった何かしらのガイドラインを早目に示すことによって動きを加速化

するということができると思うし、御検討いただく中でそういう取組の現場への提示方法をぜひ御検討いただきたい。

各論の方に入っていくが、新浪主査ペーパー資料4-1の6ページの輸出に絡むところで、EUHACCPの話で、これも本当にここに書かれているとおり、EUHACCPだけではなくてGAPの話もそうだが、農林水産省の資料1の9ページに引き続き取り組むと書いてあり、それは本当に重々に理解しているので、具体的にどうするのか、各論でどう進めるのかということが非常に重要だと思っている。

例えばHACCPに関しては審査基準の問題や登録作業の進捗管理の問題、食品添加物の国際規格の問題に関してはこれまでも農林水産省と厚生労働省で協力して進めていただく部分もあったかと思う。協力して進めていただきたいのだが、調整機能が必要で、内閣官房も入って話し合えば決められることがあれば、とにかく早く決めて前に進めていくことができると思うので、ぜひお願いしたい。

GAPの話についても、ガイドラインがあるということだが、それをさらにスピードアップするということでは、例えば女性が農業に従事しようと思ったときに、現場にトイレがないということ1つとって、やはりここで働くことはどうしようかと躊躇する大きな理由になる。本当に現場のちょっとしたことだが、それに対応することで色々な人たちがもっとやる気になることはまだまだあると思うので、こういったものをとにかく1つでも2つでも10個でも20個でもどんどんやって見せていくということが、すぐできるのであれば、どんどんやっていきたい。

新浪主査ペーパー資料4-1に戻るが7ページに、今回の農政改革に関するアンケート結果の報告を受けて、現場ではこのように受けとめられていると理解したが、人・農地プランは、これまで御説明を伺って理解していたよりも、まだまだ現場に浸透しておらず、ここで議論している皆さんが人・農地プランを生かしていきたいと思っている状況は、まだまだつくりだしていないことが確認できているので、これについてはどうやって新規参入を進めていくかという点について、もう一工夫や二工夫が必要だと思う。これは先程奥原局長もコメントされていたので、ぜひ何か具体的なアイデアをお願いしたい。

7ページ米政策の見直しだが、これもこれまでの議論の中でも出てきたが、価格の情報についてこれまで全国単位の情報だったものが都道府県単位で出すようにしたという報告をいただいたが、アンケートの質問項目も都道府県単位の情報があったらどうかという聞き方をしているので、その質問に対してはそれはあった方がよいと回答になっていると思うが、もっとマーケットの需給を反映させたような情報があると、さらに良いのではないかとということについては、実はこの質問項目では非常に答えづらく、「その他」の回答に入ってしまったのではないかと。「その他」に入ってしまうとそういう意味かどうかがよく捉え切れない部分もあり、今回のアンケート結果では確たることは申し上げられないが、従前から議論のある現物市場の創設というようなことは大きな意義があると思う。

収入保険についても、これは農地中間管理機構の議論の時点で将来的に必ず必要だということはずっと言ってきたので、何かしら議論の道筋が見えるような形にしていきたいと思う。

酪農について、私の部下で前職が北海道の浜中農協で酪農家をやっていたと人間がおり、酪農の話は色々興味深い話を直接経験がある人間から聞く機会があるのだが、8ページの真ん中のブロックの最後のところに書かれている「例えば」という部分だが、先程出た自家製造販売枠の見直し・撤廃や自家製造以外への販売、これは非常に大事だと思うが、指定団体以外を通じた方式でとにかく企業努力をしようという気持ちがある人たちがチャンスを活用できるという意味で、経営の生産性向上等に寄与する形態での補助金の新たな交付方式というものも非常に有効だと思うので、ぜひ実現できる方向で検

討していただきたい。

(農林水産省山下食料産業局長)

秋山議員御指摘のように、「A-FIVE でこうであればできますよ」というガイドラインのようなものをつくることも、検討したい。

(農林水産省佐藤生産局長)

GAP について、GLOBAL G. A. P を取得するときにはかなりの費用がかかるので、これに対してそれを促進するための費用を見る補助事業があり、非常に大事な仕組みだと思っているので、現場にどのぐらい定着できるかということを考えていかなければいけない。

そうした場合、GAP を見ると、非常に難しく手取り足取りといったものも出てくるので、よく現場の方々の GAP に対する取組に対しての苦労話等を聞きながらどうしていくかを今後、踏まえていく必要があると思っている。

その際、御指摘のあったトイレの話だが、GAP の場合には労働安全管理も 1 つの要素となっているので、そうした観点からもどういったことを考えていかなければいけないかということの研究しなければいけないと思っている。

米政策の関係で情報提供について、これからは経営者の自分の判断によって需要に応じた米づくりを行うということであるので、行政も情報の提供をしっかりやらなければいけないと思っているが、先程出ていたように 3 月 28 日から、約 100 銘柄近くの米の価格情報や県レベルの販売動向・在庫状況を生産者団体や各都道府県に提供することをしており、こうしたきめ細かい情報提供をやっていく必要があると思っている。

その際、現物市場の問題であるが、これについては以前、全国米穀取引・価格形成センターというところでやったことがあるが、当時の様々な事情があり米の流通が自由化され、上場義務のようなものができなくなり、結局、参加者がなくなってしまい解散したという経緯がある。こうした経緯を踏まえながらも、必要なものは必要だと思うが、現に民間事業者によりこうした市場の取引の場を設けているところが今 3 つほど出てきており、ここで形成された情報をフィードバックするといったようなことを我々はやっているの、こうした状況をしっかり見ていく必要があると思っている。

先程の浜中農協の関係だが、先程申し上げた畜産クラスターは、まさに浜中農協がある意味では先鞭をつけたところであり、先程も出てきたが、そういった中で輸出の促進あるいは 6 次産業化の推進、こうした新たな動向と、酪農家が一人一人が生乳を売ることはなかなか困難なので、そうしたときに指定団体制度といったことによって集送乳を合理化しコストを縮減すると言った面もあるが、こうしたものを相対的に捉えてどういうことができるか、検討を深めていきたいと考えている。

(農林水産省奥原経営局長)

人・農地プランの関係だが、先程もお答えしたが、これは色々な工夫をする。

人・農地プランの話は平成 24 年度から、地域で具体的に話し合ってもらうことにより現場を動かすという目的で始めた。2 年間で、人・農地プランをつくろうという地域には一通りつくっていただいた。2 月末現在で、つくろうという地域の 9 割程度が人・農地プランができている状態である。だが、とりあえずつくっただけの地域も実際はかなりある。これは毎年必ず 1 回は皆さんで議論をして見直してくれということをお願いしている。1 年たてば皆さん 1 歳年をとるので、今は自分がやろうと思っている高齢の方も、1 年たてば体が動かなくなることがあるので、これを繰り返していく。そのときに自分たちの地域に若い人がいなければ、これは企業に来てもらうしかないという話に当然なるので、そこをうまく進めていくのが人・農地プランであり、農地中間管理機構

を前提にしてさらに工夫を重ねていきたいと思う。

収入保険について、従来の販売農家全てに経営安定対策をするのはやめ、担い手に集中するという法律が昨日、衆議院の委員会を通過した。本会議はまだだが、法律審議の過程で国会でも修正が行われ、附則で今の法律の施行後3年を目途に収入保険を導入するということが法律で書かれた。平成26年度の予算で調査費が3億円計上されており、我々は調査を始めているので、調査をきちんと行って、制度がちゃんと動くように、従来は収穫量の調査をして減ったときに補填するという制度しか我々はやってこなかったが、一人一人の経営は様々あるが収入をきちんと捕捉して、下がったときに補填するという制度を今回作るので、制度設計はきちんとしなければいけない。この調査費をうまく使って、できるだけ早く制度が軌道に乗るようにやっていきたい。

(西村内閣府副大臣)

A-FIVEだが、資料2-1の農政改革アンケートの20ページに農家の色々な意見が個別に書いてあり、これを読むともっともだと思うが、「餅は餅屋で、我々は良いものをつくる」とある。生産に従事して、そこから先の商売のことは専門の人に任せたいという、これは農家にとって素晴らしく、また当然のことだと思うので、多くの農家がそうだと思う。その中で商売っ気や山っ気、ベンチャー精神のある人が出てきて既に色々なことをやっているが、そういう気持ちはあるが、お金がない、資本がないという人にはA-FIVEを使ってもらったらよいと思う。あるいは、今回のアンケートは30ヘクタール以上の経営規模の人が回答者の大半であるが、集落営農等にリーダーがいて、これでみんなで行おうということも、少しずつ出し合ってできるかもしれない。

あるいは特区もある。今回の養父市と新潟県は、養父市は特に中山間で耕作放棄地を流通業者と組んで取り組もうしており、先方の意向にもよるが、ぜひこういう仕組みで応援をしていただいたら良いし、新潟も大規模型でオランダをモデルに行おうということであるから、ぜひ応援をしていただいたらと思う。そういった際にアグリビジネス投資育成株式会社(アグリ社)との連携というか、新浪主査も書かれているが、アグリ社から出資を受けた農業者が、25%分を出すというのも良いわけである。だから色々な連携をしたい人があって、先立つものがないときは資本性の劣後ローンもそうだが、アグリ社との連携もしていただき、色々工夫をして、多くの農家は農業に専念してやろうということだと思うので、やる気のある、その中でも商売っ気がある、流通と一緒にやりたいという人たちに対して、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

もう一つは現物市場の話で、これから議論を党とも調整しなければいけないので難しいかもしれないが、先物市場も大阪で試験上場しているので、自由化して自分の判断でいろいろなことをやっていく中でリスクヘッジをしていくときに、これは有効な手段だと思うので、ここは党との調整が難しい面があると思うが、ぜひこれも御検討いただきたいと思う。

(小泉内閣府政務官)

先程すごく興味深いと思ったのは、奥原局長が戦後の農地改革と農地中間管理機構の関係性を、そういった観点で捉えていたのが大変新鮮で非常に興味深く聞いた。その話を聞いたときに改めて農地中間管理機構の位置付けと役割というのは大きいと感じた。しかし、その役割と位置付けが戦後の農政の中でそれだけ大きなものにもかかわらず、農地中間管理機構のこれからの重要性が農協や現場まで伝わっていないと思う。だから、これからの農政の在り方にとって農地中間管理機構は大事なのだから、先程の奥原局長の例のように、AさんとBさんの農地の売買等もしっかりとこの機構を使ってやって欲しいと単協や現場までしっかりと伝えてほしい。

2点目は、秋山議員の言った農業生産法人のここまでする・できないというものを許認可的なところから、ある程度制度をしっかりと明確化してくれというのは、農業の中のグレーゾーン撤廃という話だと思う。企業の参入も大事だが、若い人たちが農家になりたいと思ってもらう農業にしなければならないのだが、「俺、私、農家になりたい」と思ったときに、就活ではないが、どう手を挙げて、どこに行けば農家になれるのかといったときに多くの人にはわからないと思う。

この前、地元の横須賀で父が漁師で、息子は漁師ではないのだが、父がとってきた魚や魚介類を、息子がやっている浜にあるレストランで出しているという6次産業化をやっている方（息子）と話したときに、父が亡くなった後、漁師である父がいなくなってしまうが、自分（息子）は漁師ではないから、6次産業化のものではなくなってしまうときに、その人（息子）が漁師になるためにはどうすればいいのかという話になった。その際、初めて知ったのだが、漁師になるには地元の漁協に、今から1年間漁師の経験をするという、1年間働くことを宣言し、その1年間の働きぶりを見て最後、漁協の中で「頑張ったからよし」ということで、漁師の権利を認めてもらうという状況になるそうだ。

しかし、その1年間にレストランをやりながら漁師の経験をすると、周りでそのような漁師はいないから、「彼はレストランをやりたいがために片手間で漁師になるのだ」と理解され、多分認められないのではないかと心配していた。

とにかく申し上げたいのは、農家になりたい、漁師になりたいという人たちがより入りやすくなるために、グレーゾーンを撤廃して、わかりやすい業界にしておかなければいけない。経産省も来ているが、例えば色々な規制の中のグレーゾーンも今回、血液採血のキットやスポーツジムで「これは大丈夫」、「ここまでやっていい」とグレーゾーンを撤廃したので、ぜひ農業・水産業の世界においてもわかりやすい制度にして、グレーゾーンが少しでも撤廃されるようお願いしたい。

（江藤農林水産副大臣）

今日は聞くことに徹しようと思ったが、最後に一言だけ申し上げる。

新浪主査のペーパーでは、一次産業が一番上にあって非常に喜ばしいが、私は政治家であり、自由民主党の農政とは何かということを忘れてはならない。昨日、衆議院農林水産委員会で2法案が通ったが、農地を農地として維持し、国民の安全保障として、表作・裏作を全部やってフルに生産して、やっと国民100%自給できるだけの農地しか日本は持っていないということが根底にあるが、これからは厳しくなる。ナラシで面積要件をなくすと言っても認定農業者にならなければならない。それには5年間の営農改善計画を提出しなければいけない。それができない人はこれから国の支援は受けられない。網からこぼれていくという言い方は厳し過ぎるかもしれないが、そういう厳しい農政に舵を切った。そこで選択と集中が起こる。そして、営農計画もつくれぬ、営農改善計画もつくれぬ人は、それでは人・農地プランで話し合いをするか、そこにいかなくても農地中間管理機構に土地を預けることでといった政策の方向であり、手ぬるいことをやっているわけではない。

スピード感についてかなり厳しい意見もあったが、奥原局長から言及のあった戦後の農地改革に対する闘いの歴史の過程で、私は農地法の改正を行った。その後には今度は6次産業化ファンド、これについては野党だったので当然修正をかけた。そして、今度は昨年米政策の変更をやり、今度新しく紹介した2法をやるので、構造改革は間違いなく進む。今日の御議論を聞いていて、かなりディテールにこだわった個別具体的な手続や入口の入り方等、色々な御意見があったので、全て受けとめさせていただく。

とにかく極端な高齢化が日本経済全体で進んでいて、農業の後継者もこのままでは生

まれてこない。農地を国家として維持することが、本当に今農業に従事している人たちだけでできるのかと言えばできないので、このことは具体的に正直に認めていかなければならない。

ただ、何でも入りやすく出やすいというのを私は認めたくない。農業に参入するからにはそれなりの覚悟を持って入っていただきたい。地域の方々と運命共同体のような覚悟を持ってやっていただきたい。

新浪主査から、A-FIVE はもっと大胆にリスクをとるべきだという意見があったが、私は反対である。これは中小企業ファンドとは違う。我々は産業政策と地域政策を分けて、車の両輪として農業生産をやっていくのであり、どちらが転んでもダメなので、うまくいかない事例も出てくることは当然予想されるが、打率の高いものにしていかなければならないというのが基本的な考え方であると私は理解している。

だからと言ってもたもたしているつもりもない。高齢化は進んでいる。安倍内閣が発足して2年近くが経ったが、あと1年もたてば選挙が近い状況になり、そうなるドラスティックなことについては後ろ向きになる人間が増えてくるのが政治の現実である。

今日いただいた御意見は非常に有意義だと思っている。しかし、できることとできないことは事務方とも十分に相談して、今後のたたき台として新浪主査にも資料をつくっていただいたので、正々堂々と受けとめてさらに議論をしたいと思う。

(西村内閣府副大臣)

皆様の積極的発言と取組に感謝申し上げます。

江藤副大臣と危機感は全く共有をしているので、それをどう変えていくか。まさに成長するチャンスもあるわけで、それをどうしていくのかという手法や進み方について色々議論もあるが、ぜひ日本の地域が良い形で発展していくように、良いアイデアや知恵を出してまとめていきたい。

私も A-FIVE をつくる時に関わった。普通のファンドや革新機構と A-FIVE が決定的に違うのは、サブファンドを地域の地銀や農協が地域の人たちと一緒にやって、そこから出資をするので、まさに地域一体で応援をしていこうという点は革新機構とも違うし、ハゲタカファンドのように金を出して儲けてすぐに出ればよいというところとも違うので、そのあたりを踏まえながら、せっかくなつくたのだからいい形で使われるようにしたいと思う。

今後も議論を重ねて、最終的には年央の成長戦略にどう盛り込むか、あるいは実行できるものはどう実行していくかということだと思うので、引き続きよろしく願いしたい。

(以上)